

## 適格請求書発行事業者登録番号について

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入が予定されております。

税務署に申請して、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となり、弊協会も当制度に対する準備を進めてまいりました。

この度登録申請が終了し、登録番号が決定しましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. 弊会の登録番号     **T 9 0 2 0 0 0 5 0 1 0 2 6 5**

2. お問い合わせ先

総務・経理   TEL：045-228-0366     担当：勘米良

